

令和3年度
いじめ防止基本方針
～いじめのない学校をめざして～

「さつきのご運動」を推進しよう!



和光市立第五小学校
令和3年8月27日 改訂

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめの早期発見する取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	4
第4 いじめの問題に向けての校内組織および関係機関との連携	7
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	7
第6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	8
第7 年間行事予定	10
最後に	10

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 13 条により、和光市立第五小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

はじめに いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(作成の基本的な考え方)

学校教育の中で、今、「いじめ問題」が指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が発生し、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップの下、組織的に継続的にいじめ問題に取り組むことが求められてる。

このため、本校では、いじめ防止対策推進法の理念をもとに、いじめ問題を学校全体として正しく理解し、共通行動で厳しく対応していきたい。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを目的としていじめの防止等の対策を行う。

(いじめの禁止)

「人を絶対にいじめません。」(「五小のやくそく」より)

(学校及び教職員の責務)

すべての児童が安心して充実した学校生活が送れるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、ネットいじめへの対応に適切かつ迅速に取り組むとともに、再発防止に努める。

第1 いじめの未然防止の取組

いじめは「いじめが起こらない学級・学年・学校づくり」等未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「どの学級にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、適切な人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童や保護者への啓発、地域の特性を把握し、道徳教育、人権教育の充実を図る必要がある。

(1)児童や学級の様子をよく見ていくために

いじめ防止には、何よりも、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、ともに行動することが大切である。その中で、児童の些細な言動からひとりひとりの状況や精神状態を推量できる感性を高めていく。

ひとりひとりの状況や精神状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な対応を考えていくために、意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を有効的に用いていく。また、配慮を要する児童（いじめについて）の進級や進学に際しては、教職員間や学校間での適切に引き継いでいくことが大切である。

(2)互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りのために

いじめ防止には何よりも教職員と児童が信頼関係を築くことが大切である。教職員の何気ない言動が児童を傷つけ、その結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は児童の前では良きモデルとなり、慕われる存在であってほしい。

また、児童の教育には、学校が一つになって指導に当たることが大切である。そのためには教職員の共通理解と共通行動が不可欠であり、学級経営や授業、生徒指導等について、互いに相談できるような職員室の雰囲気構築することも大切である。

教育活動についても、道徳教育や人権教育はもとより、他者とのかかわる機会を工夫したり、「みんな違ってみんないい」という仲間づくりを大切にしたりする。

(3)命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

児童ひとりひとりに豊かな心を育てていくためには、学校は、道徳教育を中心に人権を尊重する精神を養うようにする。

(4)保護者や地域の方への働きかけ

いじめは犯罪であり、絶対に許さないという姿勢や学校の取組を示していく。保護者や地域の日も必要であるので、一緒に連携を図っていくように働きかける。

第2 いじめを早期発見する取組

いじめは早期発見が早期解決につながることが多い。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係を構築することが大切である。いじめは、教職員や大人たちが気づきにくいところで行われ、表面に出てこないことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにすることが大切である。

(1)いじめに気づく感性を磨く

教職員のいじめに気づく感性を磨くためには、児童ひとりひとりを人格ある人間として尊重し、その個性を認め励ます教育活動を行う必要がある。人権感覚を磨き、児童ひとりひとりを真正面から受け止める姿勢が大切である。児童たちのちょっとした言葉から心の奥底を洞察し、心の叫びを敏感に感じ取っていく。

(2)いじめを見抜く目をもつ

いじめを発見するために次のような状況には注意を払い、気をつけていく必要がある。

- ①机や椅子を離されている状況
- ②授業中に、ある子を指名したときに、数人が目配せをしている状況
- ②冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、馬鹿にしたような言葉を投げつけている状況

- ③仲間はずれや集団無視をしている状況
- ④軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりしている状況
- ⑤脅されたり、お金を要求されたりしている状況
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされている状況

上記以外に、いつもひとりである児童に声をかけ、注視していくことが大切である。また、いじめが見えにくいのは、休み時間や委員会活動、クラブ活動などの担任の目が届かない時間帯や場所で行われていることが多いので教職員全体で見えていく。

(3)いじめを早期発見する手立て

休み時間や昼休み、放課後等児童の様子に目を配る。「児童のいるところに先生がいる」ことをめざし、積極的に児童と関わるようにすることはいじめ発見に効果がある。また、発達段階から、中学年以降グループを形成するようになり、発達の個人差も大きくなる時期にいじめ問題が発生しやすくなってくることを考慮し、学級内の人間関係を把握するための情報収集が大切である。この時期に、特別活動の時間に正しい人間関係づくり、集団づくりに力を注いでいく必要がある。日記を活用し、コメントを入れていきながら児童との信頼関係を築いていく。連絡帳での保護者との信頼関係づくりも大切である。いじめ実態調査アンケートを年間1回以上実施し、発見の手立ての一つとしていくことも必要である。また、気になる内容があったときは、管理職と相談の上、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

(4)相談しやすい環境をつくる

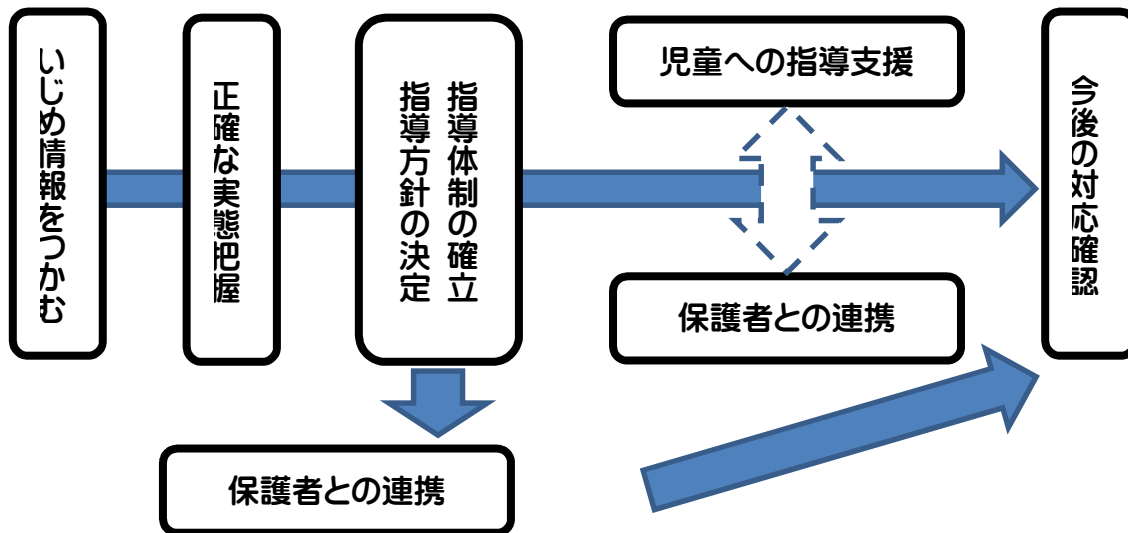
児童が教職員や保護者にいじめの相談をすることは相当な勇気がある行為であることと認識する必要がある。いじめている対象から「チクった」と言われ、さらにいじめが助長する可能性があることを教職員は十分に認識しなければならない。その対応には細心の注意を払うことが大切である。その対応仕方によっては教職員への不信感を生み、その後一切の情報を得られない状況を生むこともある。

本人からの訴えには「全力で守る」という気持ちで心身の安全を保証しなければならない。周りの児童からの訴えには、その児童へのいじめを新たに防ぐため、他の児童たちからの目の届かない場所や時間を確保し、訴えに真摯に耳を傾け、事実関係や気持ちを傾聴することが大切である。保護者からの訴えには、すぐに事実関係を調査し、学年内での情報を収集し、管理職や生徒指導主任と相談しながら対応していく。訴えた保護者とは密に連絡を取り合い解決の方策を見つけていくことが重要である。

第3 いじめの早期解決への取組

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視せず、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、迅速な指導を行い、解決に向けて学年、学校全体で組織的に対応する。いじめ再発防止に向け、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的な取り組みで対応する。

(1)いじめに対する基本的な流れ



(2)いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導をする。加えて、すぐに学級担任、学年主任、生徒指導主任、に連絡し、管理職に報告する。

いじめられている児童、いじめを知らせた児童を守るという認識を持ち、次のことを確認する。

- ①誰が誰をいじているのか
- ②いつ、どこで いじめがあったのか
- ③どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか
- ④いじめのきっかけは何か
- ⑤いつ頃から始まり、どのくらい続いているのか

(3)いじめが起きたときの対応

①いじめられた児童に対して

- ◆事実確認：つらい今の気持ちを受け入れ、共感しながら心の安定を図る。
- ◆「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ◆必ず解決できること、または、解決する教師側の姿勢を伝える。
- ◆自身を持たせる言葉かけをしながら自尊感情を高めるように配慮する。

②保護者に対して

- ◆発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し、事実関係を伝える。

- ◆学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ◆保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ◆継続して家庭と連携し、必ず解決へ向け取り組むことを伝える。
- ◆家庭でも児童の変容に注意してもらいながら、どんな些細なことでも学校に相談するように伝える。

③教師が言ってはならない不用意な言葉

- ・お子さんにも悪いところがあります。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・学級内にはいじめはありません。
- ・どこかに相談に行かれてはどうか。

※本校にはいろいろな保護者がいますので、一概には上記の言葉とならないことがあります
が、「いじめ」と考えられる時は、十分に注意して言葉を選ぶことが大事です。

④いじめた児童に対して

- ◆いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、その児童の家庭的な背景にも目を向け児童する。
- ◆心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を徹底的に行うと共に、「いじめは人として決して許されない行為」であることや「いじめられる友だちの気持ち」認識させる。

⑤いじめた児童の保護者に対して

- ◆正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ◆「いじめは人として決して許されない行為」であるという毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ◆児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑥いじめた児童の保護者に教師が言ってはならない不用意な言葉

- ・いじめられる理由がある。
- ・学校がきちんと指導していれば…
- ・ここまで申告にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
(というようないじめられた子が悪いと思わせるような言葉)

※このような保護者は、「我が子もいじめられていた」と言い訳をする場合があるが、過去のことと現在のことを切り離して考えないと「児童の心」が変わらないことを伝え、保護者の協力が必要であることを訴えていく。

⑦周りの傍観していた児童たちに対して

- ◆当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめをとめる仲裁者への転換を促す。
- ◆「いじめは決して許さない行為」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ◆はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ◆いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

- ◆いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑧継続した指導を行うことについて

- ◆いじめが解消したと思われても引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ◆教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ◆いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりしてその児童の学級での居場所を確保し、自信を取り戻させる。
- ◆いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級、学年、学校づくりへの取組を強化する。

(4)迅速に対応するために

迅速な対応が遅れないようにするために、いち早く考え方を転換し、学校、学年、学級経営を見直し、改善を図る。

学校・学年・学級の雰囲気

- あいさつが適切に行われていない
- 授業中に廊下などを歩いている児童がいる
- 授業が適切に行われていない
- 大きな声で話している児童がいる
- 掃除が行き届いていない
- 壊れているところが修繕されていない
- 学力の格差がある

教職員の意識

- 「いじめはない」と錯覚している
- 「もし、いじめが起こったら」と不安がある
- 授業が成立していないことを隠蔽している。
- 子どもが何となく怖い
- 日記や提出物に一言が書けない
- いじめは話し合いで解決させればいい

いじめの兆候

- 集団で大声で話している。
- 良い意見を出した児童に冷たい視線がある
- 授業中に目配せし合っている
- 元気のない子がいる
- 指導が入っていかないと感じることもある

考 え 方 の 転 換

雰囲気を変える

- あいさつの励行
- 授業中に集中
 - 分かる授業
- 適切な声の音量
- 場を清める姿勢
- 壊れはいち早く修繕
- 学力の底上げ

意識の変換

- いじめはどこでも
- いじめはチームで解決
- 授業で勝負する
- 子どもに心を開く
 - 日記指導は丁寧に
 - いじめは指導で解決

いじめの兆候を見抜く

- 集団の様子を見る
- 視線の先を読む
- 誰と誰かを確認し指導
- 声をかけていく
- 自分の指導を確認する

第4 いじめの問題に向けての校内組織および関係機関との連携

(いじめ防止対策委員会)

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年の代表、養護教諭その他校長が必要と認めたもので組織する。

(関係機関との連携)

いじめを受けたことにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育支援センターの支援を受けるようにする。このことについては、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、朝霞警察署と連携して対応する。加えて、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに朝霞警察署に通報し適切に援助を求める。

第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味と報告について

「重大事態」とは

想定されるケース(いじめを受ける児童の状況に着目して判断する)

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当な期間」とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、提示した目安にかかわらず、学校の判断により迅

速に調査に対応する。又児童がいじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で重大事態が発生したと考え、調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、学校は「重大事態」に対処し、次のことを行う。

- この重大事態を全職員が理解する。
- 調査で得た情報を、保護者に適切に提供する。
- 和光市教育委員会、埼玉県教育委員会に報告する。
- 調査結果に基づき、全職員で再発防止に努める。

調査にあたっては、市教委に相談し、教育支援センターの心理士、弁護士、精神科医、学識経験者等の参加を図る。

第 6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めていく必要がある。

未然防止のためには、児童へインターネット接続の危険性を指導した上で、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うことが大切である。また、早期発見のためには、メールを見た時の表情の変化や携帯電話などの使い方(料金も含め)の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携を深めていく。

(1) インターネット接続を通じて行われるいじめについて

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの

事例 メール、ブログ、ツイッターでのいじめ チェーンメールでのいじめ

学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

具体例① A君が友だちに限定したサイト(SNS)だから安心だよと言われ、B君の悪口を書いてしまった。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知所となった。その後、どう掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれることとなった。

具体例② A君はクラスの数人からプロレスの技をかけられていました。その様子を携帯電話で撮影され、動画共有サイトに投稿されてしまった。

インターネットいじめの危険な特殊性

- ◆匿名性により自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗中傷が書き込まれてしまう。被害者にとっては心理的ダメージが大きい。
- ◆一度掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影された写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により、自宅などが特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

- ◆一度流出した個人情報、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。また、完全に削除することは不可能であり、何年か経ってもう一度情報としてネット上を彷徨することがある危険性をはらんでいる。

(2)未然防止のために

令和3年度より児童に一人一台のタブレット端末が貸与されることに伴い、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を発達段階に応じて実施する。そして、インターネットによるいじめをさせないための教育として、情報モラル教育の充実を図る。しかし、未然防止のために、学校での指導や情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での使用法についての指導が不可欠である。また、小学生に持たせることは必要かどうかから考えていてもらいたい。

高学年になると誕生日やクリスマスのプレゼントとして安易に買い与えている保護者がいるが、契約した会社でフィルタリングをかけることなど保護者と連携・協力し、双方で指導をしていく必要がある。

①保護者会で伝えること

【未然防止の観点から】

- ◆パソコンや携帯電話等を管理するのは保護者であり、フィルタリングだけでなく家庭において児童を危険から守るためには使用についてのルールづくりを行うこと。
- ◆携帯電話を持たせる必要性についても検討すること
- ◆インターネットへのアクセスは危険性が潜んでいるという認識や知らぬ間に個人情報が流出するスマートフォン特有のトラブルが起こっているという認識を持つこと
- ◆「インターネット接続を通じて行われる」いじめは他のいじめ以上に深刻な状況となり、影響を与えることになるという認識を持つこと

【早期発見の観点から】

- ◆家庭では、メールを見た時の表情の変化やトラブルを抱えた児童に見られる小さな変化に気づいた時は、躊躇せず問いかけ、即座に、学校や警察に連絡すること。
(「インターネット接続を通じて行われる」いじめは犯罪であるという認識を持つ)

②情報モラルに関する指導の際に、児童に理解させるポイント

【インターネットの特殊性を踏まえて】

- ◆発信した情報は多くの人にすぐに広まること
- ◆匿名でも書き込んだ人はすぐに解明されること
- ◆インターネットの情報の中には違法情報や有害情報も含まれていること
- ◆書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる危険性があること
- ◆一度流出した情報は、簡単には回収することが不可能なこと

【児童の心理：こうした心理を払拭すること】

- ◆匿名で書き込めば何を書いてもいい
- ◆自分だと分からなければ悪口もかける
- ◆誰にも気づかれず、見られていないから気楽に悪口も書ける
- ◆あの子もやっているから自分も…
- ◆動画共有サイトで目立ちたい

(3)早期発見・早期対応のために

インターネットを通じて行われるいじめの早期発見・早期対応のためには、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。また、学校や保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払い、ネットいじめの早期発見に努めていく必要がある。

①書き込みや画像の削除に向けての指導のポイント

- ◆個人への誹謗中傷は「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- ◆匿名での書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- ◆書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること

②チェーンメールへの対応に関する指導のポイント

- ◆チェーンメールで「このメールをすぐに5人以上の友だちに送らないとあなたは不幸になります。」というような内容のメールが来ても、転送する必要はないこと
- ◆逆に受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によってはネット上のいじめの加害者になってしまうこともあること

第7 年間行事予定

学期	取組の柱	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	学級集団の形成 いじめのない	・ 自他の存在を大切にしよう学級づくり（いじめのない学級集団の形成）					
		・ いじめ防止基本方針における取組と確認(校内研修)					
		・ 自分自身に関わることとして道徳の時間の取組					
		・ いじめ実態アンケート調査の実施と考察及び指導方針の確認①					
		・ いじめ防止に向けた校内研修					
2	る 集団意識を育て	・ ひとりひとりの力を生かした運動会への取組					
		・ 互いの良さを認め合うことができる作品展又は音楽会への取組					
		・ 思いやりと助け合いのある異年齢集団の活動への支援					
		・ いじめ実態アンケート調査の実施と考察及び指導方針の確認②					
3	年度準備 集団分析と次	・ 学級集団の分析及び必要に応じて個人面談や個別指導の実施					
		・ 互いの成長を認め合い、自分を支えてくれた人々に対する感謝の心を持つことができる学級のまとめ					
		・ ひとりひとりの児童の実態を行かすことができる次年度の学級編制					

最 後 に

第五小学校におけるいじめ防止基本方針は、次のことに留意する。

- ① 毎年見直しを図り、児童の実態に合った基本方針とする。
- ② 年度当初に基本方針について、全職員で確認する。

本校でいじめを未然に防ぐことは、児童の心を大切にした教育活動を推進すると共に、保護者や地域への啓発活動にも反映されなければならない。保護者や地域のいじめ、大人社会のいじめも払拭していく必要がある。

いじめのない社会づくりは「教育の力」によるという気概を持って教育活動にあたっていく。